

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 三五
- 計量器の定期検査を実施する件 三五
- 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件五件 三五
- 道路の区域を変更する件三件 三五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三五
- 福島県警察本部  
落札者を決定した件 三五
- 福島県人事委員会  
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 三五

## 告 示

### 福島県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

二 ショッピングモトルフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地  
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり  
変更した年月日

三 別紙書面のとおりの  
届出年月日

四 令和三年八月三十日  
届出をした者

五 株式会社日和田ショッピングモトル  
イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十七号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市（東の地域）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	一〇月一九日 午前一時から 午前二時まで 午後一時から 午後四時まで	白河市東庁舎
白河市（表郷の地域）		一〇月二〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	白河市表郷庁舎
西白河郡西郷村		一〇月二〇日 午後二時から 午後四時まで	西郷村商工会館

白河市（大信の地域）	右に掲げる市村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月二二日から一一月一九日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午後一時三〇分まで	大信農村環境改善センター
			午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東の地域）及び西白河郡西郷村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第六百三十八号**

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
いわき市平沼ノ内字新街六〇番地の五 矢吹 正一  
同 市平沼ノ内字新街一四七番地の二 伊藤 正行  
同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二二番地の八 大平 利子
  - 2 加入区の名称

沼之内加入区

- 3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所  
1 縦覧の期間  
令和三年九月十七日から同年十月一日まで  
2 縦覧の場所  
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合  
(水産課)

**福島県告示第六百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
安部喜作
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第一千二百一号）によること。  
(森林保全課)

**福島県告示第六百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
柿沼春男 柿沼勝三 柿沼信太郎 佐藤秋男 室井一美 室井菊次 室井源一郎  
星伊惣次 星金三郎 相原甚吉 相原清治 大野福一 田代松右エ門 田代辰左エ門  
田代兵右エ門 田代兵吉 田代巨男
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百一十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
松本幸吉
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百一十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
大内秋吉
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百一十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
森谷善作
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百一十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町字上桜九 九番地先から 同 郡同 町字仁井町 一〇番三地先まで	変更前 A 三四・八	変更後 A 一一・四 三四・八 B 一〇・〇 一六・一	一一二・〇 一三二・〇 一四七・七

（道路計画課）

福島県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道塙大 津港線	東白川郡塙町大字塙字 上町六八番地先から 同 郡同町大字塙字 上町七〇番一地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 一四・七	一三〇・七 一三〇・七
		変更後	七・〇〇 二二・五	一三〇・七

(道路計画課)

福島県告示第六百四十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢祭 山八槻線	東白川郡塙町大字植田 字前ノ内二番地先から 同 郡同町大字植田 字馬喰内一番一地先まで	変更前 変更後	八・二〇 一一・九	七一・〇 七一・〇
		変更後	一〇・七〇 一一・九	七一・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年九月六日次のとおり指定した。  
 令和三年九月十七日

福島県知事 内堀雅雄  
 氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 及び所在地

浪江地区交通 双葉郡浪江町大字 令和四年四月一日から  
 安全協会 権現堂字上蔵役目 令和九年三月三二日まで  
 長 長沼 克 一八番地一  
 往 会  
 双葉郡浪江町大字権  
 現堂字上蔵役目一八  
 番地一（双葉警察署  
 浪江分庁舎内）  
 （出納総務課）

福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月17日

福島県警察本部長 児嶋洋平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
交通規制情報管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ジー・アイ・システム 福島県坂井市坂井町宮領58字20番地3
- 5 落札金額  
31,592,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年6月18日

(会計課)

## 福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年九月十七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

## 福島県人事委員会規則第十二号

## 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「地域部総合運用指令課」を「警備部警備課」に改める。

「首席術科指導員

別表第二警察の部警察本部の項中

航空隊長

を「首席術科指導員

通信指令室長」に、「警

通信指令室長」

を「首席術科指導員

通信指令室長」に、「警

衛警護官」を「警衛警護官

」

を「首席術科指導員

通信指令室長」に、「警

## 附 則

航空隊長

」

を「首席術科指導員

通信指令室長」に、「警

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(採用給与課)